

令和3年度前期定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項及び三浦市監査委員職務執行規程第5条第1項の規定に基づき令和3年度前期定期監査を実施したので、同法第199条第9項、三浦市監査基準第19条第1号及び第2号並びに同規程第14条の規定により、その結果を同法第199条第10項の意見を添えて別紙のとおり公表します。

令和3年7月5日

三浦市監査委員 長 治 克 行
三浦市監査委員 出 口 正 雄

（事務担当 監査委員事務局）

令和 3 年度前期定期監査結果報告書

三 浦 市 監 査 委 員

1 監査の対象部課

市長部局市民部（市民協働課・市民サービス課・南下浦出張所・初声出張所）及び教育委員会（教育部（教育総務課・学校教育課（教育機関である教育研究所を含む。以下同じ。）・学校給食課（教育機関である学校給食共同調理場を含む。以下同じ。）・文化スポーツ課・青少年教育課）及び教育機関（図書館・南下浦市民センター・初声市民センター）

2 監査の種別 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象範囲

令和2年度に執行した事務事業（地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第2項の規定による事務の執行）

4 監査の実施期間 令和3年4月14日～令和3年6月2日

5 監査の実施場所

三浦市役所第2分館 監査委員事務局（一部、監査対象部課の執務室を含む）

6 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) その他財務に関する事務が適切に行われているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監査項目

- (1) 収入関係：徴収手続きは適正か。
- (2) 契約関係：契約書が適正に作成されているか。

8 監査の実施内容

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 現金（釣銭資金を含む）及び印紙類等が適切に管理されているかを実査及び立会により確認を行った。
- (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に担当部課長及び関係職員に質問を行った。
- (5) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し実施した。

9 監査の結果

上記 1 から 8 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると概ね認められた。

ただし、事務処理上の一部に軽微ではあるが留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

なお、今回の監査の結果に基づき必要があると認めたので、地方自治法第 199 条第 10 項の規定によりこの監査の結果に関する報告に添えて、別紙のとおり意見を提出するので申し添える。

(以 上)

1 監査の対象部課

教育委員会（教育部（教育総務課・学校教育課（教育機関である教育研究所を含む。以下同じ。）・学校給食課（教育機関である学校給食共同調理場を含む。以下同じ。）・文化スポーツ課・青少年教育課）及び教育機関（図書館・南下浦市民センター・初声市民センター））

2 監査の種別 地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象範囲

令和 2 年度に執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第 2 項の規定による事務の執行）

4 監査の実施期間 令和 3 年 4 月 14 日～令和 3 年 6 月 2 日

5 監査の実施場所

三浦市役所第 2 分館 監査委員事務局（一部、監査対象部課の執務室を含む）

6 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) その他財務に関する事務が適切に行われているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監査項目

- (1) 収入関係：徴収手続きは適正か。
- (2) 契約関係：契約書が適正に作成されているか。

8 監査の実施内容

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 現金（釣銭資金を含む）及び印紙類等が適切に管理されているかを実査及び立会により確認を行った。
- (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に担当部課長及び関係職員に質問を行った。

(5) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し実施した。

9 監査の結果

上記1から8までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると概ね認められた。

ただし、事務処理上の一部に軽微ではあるが留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

なお、今回の監査の結果に基づき必要があると認めたので、地方自治法第199条第10項の規定によりこの監査の結果に関する報告に添えて、別紙のとおり意見を提出するので申し添える。

(以 上)

監 査 委 員 意 見

物品会計に係る手続において別途細目留意事項として指摘した事項に関連して調査したところ、三浦市物品会計規則に規定している物品管理員の任命行為及び物品の出納に係る手続において、規則で規定されている手続と実務との乖離がみられた。同規則は、昭和 40 年に制定施行されたものであるが、その後の物品会計を取り巻く環境が時代とともに変化してきたことに対し、神奈川県下の各自治体においては、適宜当該環境の変化に対応した規則改正を行っているが、本市においては同規則の各種手続規定の改正はほとんど行われていないことが要因であると考えられる。また、あわせて調査した三浦市金銭会計規則により規定されている出納員等会計職員の事務引継ぎについても、数年来執り行われていないことが明らかとなった。

昨年度の定期監査においても散見された現金領収証簿冊の取扱いに係る出納員の義務不履行については今回の前期定期監査においても散見されているが、これは出納員等会計職員の事務引継ぎが適切に行われていないことも一因であると考えるところである。

事務執行が法令に適合していることは最も基本的に要請されていることであって、これら規則規定と実務との乖離は看過できないものである。

したがって、市長部局においてはこれらの環境の変化に対応した適切な規則改正及び必要な手続義務の履行の確保のための措置を講ずる必要があることを申し添えるものである。